

庄原簡易裁判所令和6年(ハ)第16号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦 夫
被告 津 田 廣 雄

意 見 書 (1)

令和6年12月11日作成 上記原告 ^こう ^の ^くに ^お 高野 邦 夫
庄原簡易裁判所 御 中
記

第一. 序 論

1. 以下においては原告を「私」、庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第8号(甲第6号証)を別訴判決1という。その他の用語については、随時補充します。なおこの意見書は、関連すると思料される条文を事情として拾い出したものです。

第二.不法焼却地の残滓(ざんし・甲第15号証)について

- 1.相当量の廃プラスチック等を低温(800℃以下)で焼却して残った黒い残滓には、相当量の有害物質が含まれていると思料される。このまま放置すれば、土壌・地下水汚染はもとより近隣の空中に飛散してしまう危惧がある。
- 2.また不在地主の土地は「訳あり・瑕疵物件」となると考えられ、早急に除染が必要と考える。特に塩素化合物を含むビニールの残滓には、猛毒ダイオキシン類(PCB=ポリ塩化ビフェニール)が含まれているとされる。

★民法第五七〇条（抵当権等がある場合の買主による費用の償還請求）

買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。

★旧民法第五七〇条（売主の瑕疵担保責任）

売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

第三.廃棄物処理及び清掃に関する法律の罰則について

- 1,この法律の目的ないし趣旨は、環境保全を骨子としており、その違反に対する罰則規定の罪質は抽象的公共危険罪の性質をもつものと解される。さらに単純行為・即成犯でもある。
- 2.つまり1回でも違反すれば一罪成立し、複数回の違反は複数回の併合罪である。

★刑法第四五条（併合罪）

確定裁判を経ていない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があったときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

第四.共犯関係について

1.本訴では被告は一人であるが、被告の同居する妻信子も共同不法行為者・共謀共同正犯と思料される。すなわち同居していれば被告の不法焼却を知りませんでしたとは言えないのが筋道というものである。

★刑法第六〇条（共同正犯）

二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

判例

1 共同正犯は、行為者双方の間に意思の連絡、すなわち、共同行為の認識のあることが必要であるが、事前に打合せなどのあることは必ずしも必要でない。（最判昭 23・12・14 刑集二——三——一七五一）⇒刑訴二一二条(1)

★民法第七一九条（共同不法行為者の責任）

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2 行為者を教唆した者及び幫ほう助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

★刑事訴訟法第二三九条〔告発〕

何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

②官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

以上原告 こう の くに お 高 野 邦 夫